

## 6 武力攻撃災害への対処 に関する資料

## 6・1 火災・災害等即報要領

					昭和59年10月15日
					消防災第267号消防庁長官
改正	平成	6年	12月	消防災第	279号
	平成	7年	4月	消防災第	83号
	平成	8年	4月	消防災第	59号
	平成	9年	3月	消防情第	51号
	平成	12年	11月	消防災第	98号
				消防情第	125号
	平成	15年	3月	消防災第	78号
				消防情第	56号
	平成	16年	9月	消防震第	66号

## 第1 総則

## 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができる。

## 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領の特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

## 3 報告手続

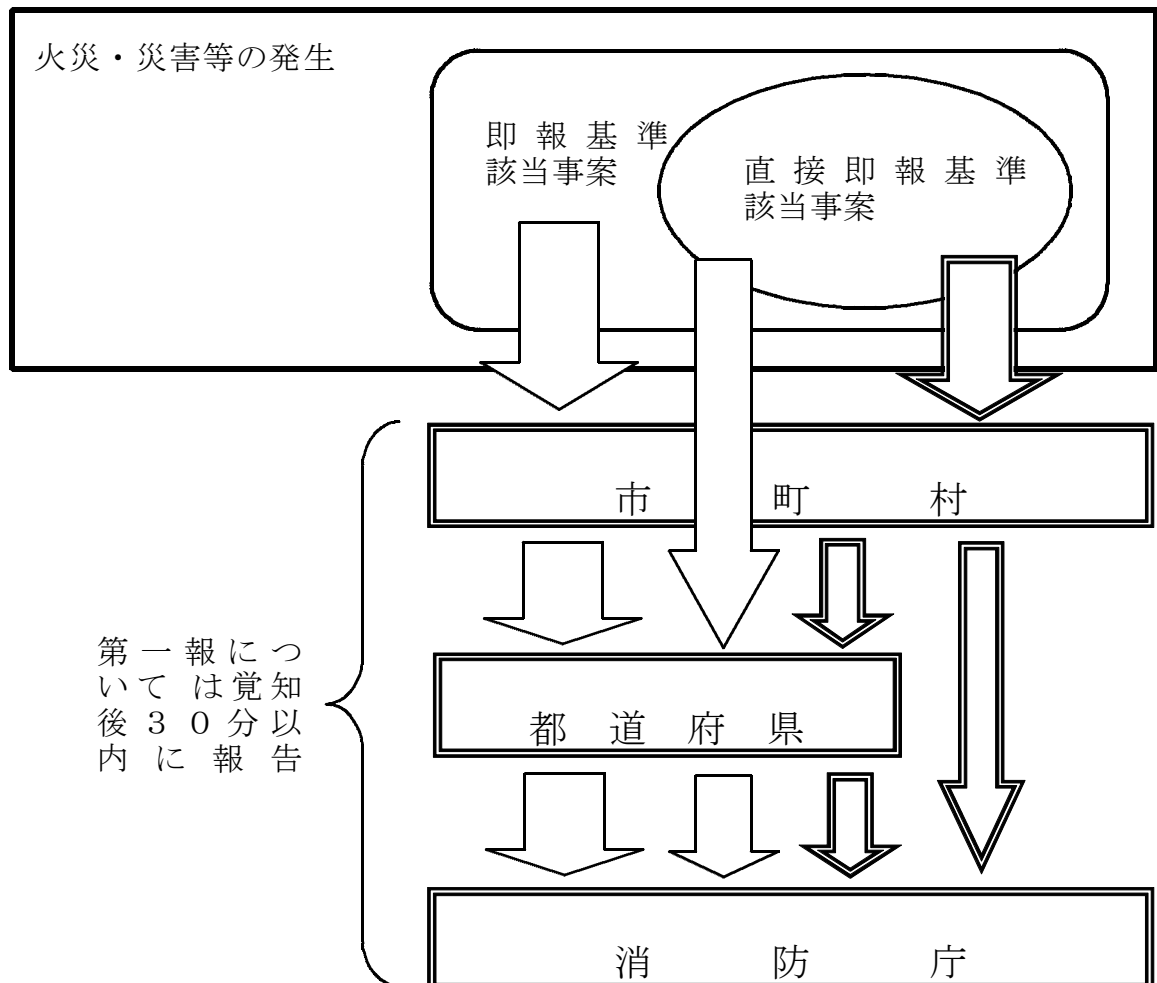
(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域に属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域に属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

1 火災・災害等即報要領

- 災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りでない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

###### イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

###### ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

###### エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保もものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報等が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 火災

###### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

###### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

###### ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
  - 3) 特定事業所内の火災 ( 1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等 (以下「危険物等」という。) を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの (イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者 (交通事項によるものを除く。) 又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発等により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設等において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

1 火災・災害等即報要領

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故  
(例示)
  - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
  - ・バスの転落による救急・救助事故
  - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

1 火災・災害等即報要領

- 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したものの
- イ 津波  
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害  
1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの  
2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害  
1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの  
2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害  
1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制を行ったもの  
2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準  
(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合も含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

- ア 交通機関の火災  
第2の1の(2)のアのウ)に同じ
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ
- ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）  
1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ  
2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの  
3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの  
① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの  
② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等  
4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの  
5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等



## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次のに掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ

## 4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等取扱要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

##### (5) その他参考状況

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入

1 火災・災害等即報要領

すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号、以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

1 火災・災害等即報要領

にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業者は「第二種」を、その他の事業者は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当事者当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の種類及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号で○を囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者について、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故等)

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

1 火災・災害等即報要領

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事項等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明者等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要があるもの（行方不明者あるいは救助の要否が不明な者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他の参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の状況
- (オ) その他これらに類する災害の状況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共機関への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における暖水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所  
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時  
被害を生じた日時又は期間

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

1 火災・災害等即報要領

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県を講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 1 火災・災害等即報要領

## 第1号様式（火災）

第

報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )			
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理由				
	負傷者 重傷 人						
	中等症 人						
	軽傷 人						
建物の概要							
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟棟棟 棟棟棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> a
り災世帯数			気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)	台	人				
	消防団	台	人				
	その他		人				
救急・救助 活動状況							
災害対策本部等 の設置状況							
その他の参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 1 火災・災害等即報要領

## 第2号様式（特定の事故）

第

報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
2 危険物等に係る事故  
3 原子力施設等に係る事故  
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 独劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )			
施設の概要	危険物施設 の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	
			重傷 人( ) 中等症 人( ) 軽傷 人( )	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台人	
	消防団		台人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		その他	人
災害対策本部等 の設置状況				
その他の参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 1 火災・災害等即報要領

## 第3号様式（救急・救助事故等）

第

報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)  計 人 不明 人	負傷者等  重傷 人( ) 中等症 人( ) 軽傷 人( )	人( ) 人( ) 人( )
救助活動の要否			
要救護者数(見込み)		救命人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他の参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 1 火災・災害等即報要領

## 第4号様式（その1）

(災害状況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一時破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

1 火災・災害等即報要領

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			その他	流失・埋没	ha	
	第 報				冠水	ha	
報告書	( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
区分		被害		文教施設		箇所	
区分		被害		病院		箇所	
人的被害	死者	人		道路		箇所	
	行方不明者	人		橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人	河川		箇所	
		軽傷	人	港湾		箇所	
住家被害	全壊		棟	砂防		箇所	
			世帯	清掃施設		箇所	
			人	崖くずれ		箇所	
	半壊		棟	鉄道不通		箇所	
			世帯	被害船舶		隻	
			人	水道		戸	
	一部半壊		棟	電話		回線	
			世帯	電気		戸	
			人	ガス		戸	
	床上浸水		棟	ブロック塀等		箇所	
			世帯				
			人				
害	床下浸水		棟	り	災世帯数	世帯	
			世帯	り	災者数	人	
			人	火災発生	建物	件	
非住家	公共建物		棟	危険物		件	
	その他		棟	その他		件	

資料編  
 6 武力攻撃災害への対処に関する資料  
 1 火災・災害等即報要領

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県			
公立文教施設	千円				市 町 村		
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 害 用 市 救 町 村 助 名 法				
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円		計	団体		
被 害 総 額	千円		消防職員出動延人数	人			
			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所  災害発生年月日  災害の種類概況  応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況</li> </ul>						

※被害額は省略することができるものとする。

## 6 - 2 生活関連等施設の安全確保の留意点

### 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月

総務省

#### 1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第 27 条第 5 号）

#### 2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

#### 3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）に定める対策の実施に努めること。

#### 4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

電話 03 - 5253 - 5858

FAX 03 - 5253 - 5863

## 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月  
総務省消防庁

### 1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）  
（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 1 号）

### 2. 施設の特性

#### (1) 危険物の規制に関する政令第の第潤塔剔

- ・ 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
- ・ 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。

#### (2) 消防法第条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設

- ・ 大量の危険物を取り扱う施設である。

#### (3) その他（(1)、(2)を除く）の危険物施設

- ・ 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

### 3. 安全確保の留意点

#### (1) 平素からの備え

##### 【都道府県知事】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・ 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

##### 【事業者】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うこと。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

#### (2) 武力攻撃事態等における留意点

##### 【都道府県知事】

- ・ 特に、2 (1)及び(2)の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料 2 生活関連等施設の完全確保の留意点

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・ 消防法第 12 条の 3 にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う。）
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号に基づき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う。）
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 3 項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う。）

#### 【事業者】

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 1 項に基づき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。

#### 4 . 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

T E L 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 4

F A X 0 3 - 3 5 8 1 - 7 5 3 4

## 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月  
文部科学省

### 1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第 28 条第 7 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・ 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・ 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。  
（ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

### 3. 安全確保の留意点

#### (1) 放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - 施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - 管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - 管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - 事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサー等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど情報管理に留意すること。
- ・ 平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繫の下、自主警戒の強化に努めること。

#### (2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - 施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底



放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底  
管理区域に出入りする場合の管理の徹底  
管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底  
事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底  
事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への  
通報連絡体制の整備・確認

- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサー等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底  
放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底  
管理区域に出入りする場合の管理の徹底  
管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底  
事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底  
事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への  
通報連絡体制の整備・確認

- ・ 平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への  
通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省原子力安全課放射線規制室

電話：03 - 6734 - 4043 FAX: 03 - 6734 - 4048

## 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月  
厚生労働省

### 1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池  
(国民保護法施行令第 27 条第 3 号)

### 2. 施設の特性

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

### 4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03 - 3595 - 2368

FAX 03 - 3503 - 7963

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成 17 年 8 月

厚生労働省

### 1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号）

### 2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

施設のうち、毒物においては 20 トン程度、劇物においては 200 トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

### 3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

#### 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
  - 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
  - 不審者に容易に見つけれ、盗取等されないよう配慮
- 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
  - 漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
  - 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
  - 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
  - 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備
  - 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
  - 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
  - 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
  - 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
  - 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
  - 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
  - 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
  - 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注 1（臨海部に限る。）自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成
  - 注 1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。
  - 以下同じ

災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

- ・ 応急措置体制を整備する。  
毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・ 避難体制を整備する。  
関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。  
周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

#### その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 03 - 3595 - 2298

FAX 03 - 3593 - 8913

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 17 年 8 月

厚生労働省

### 1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

### 2. 施設の特徴

- ・ 薬事法第 4 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

### 3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態等の管理体制に関する事項  
（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（薬事法第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（薬事法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知 医薬発第 418 号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動 や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料 2 生活関連等施設の完全確保の留意点

- 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

#### その他留意事項

- 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- 上記の留意点は、緊急処理事態について準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

##### 【薬局、医薬品の販売業の店舗に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03 - 5253 - 1111 (2712)

FAX 03 - 3591 - 9044

##### 【医薬品の製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03 - 5253 - 1111 (2739)

FAX 03 - 3597 - 9535

##### 【医薬品の製造販売の事務所】

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 03 - 5253 - 1111 (2756)

FAX 03 - 3508 - 4364

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成 17 年 8 月

経済産業省

### 1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力 5 万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧 10 万ボルト以上）（国民保護法施行令第 27 条第 1 号）

### 2. 施設の特性

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03 - 3501 - 1742

FAX 03 - 3580 - 8486



## 6・3 弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置の実施について

弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）等を踏まえ、以下を標準として実施する。

## 第1 弾道ミサイル発射前の措置

## 1 国民に対する情報の提供

弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

## 2 警報の発令等

（1）弾道ミサイル発射前において、武力攻撃事態であること等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたときは、国の対策本部長（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第10条第1項に規定する武力攻撃事態等対策本部又は同法第26条第1項に規定する緊急対処事態対策本部（以下「国の対策本部」と総称する。）の長をいう。以下同じ。）は、次の内容の警報を発令する。

ア 我が国に飛来するおそれがある弾道ミサイルの発射が差し迫っていること。

イ 弾道ミサイルが発射されたときはその都度警報を発令するので、テレビ、ラジオ、サイレン等により情報の入手に努めるとともに、弾道ミサイルが発射されたとの警報が伝達されたときは、まず、近傍の堅牢な施設や地下施設などの屋内に避難すべきこと。

ウ 弾道ミサイルが発射されたとの警報の内容が伝達される場面に応じて、次のような対応をとるべきこと。

（ア）屋外にあって車両内に在る者は、安全な方法（急ブレーキを避け、できる限り道路外の場所に車両を止めること。また、やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げとならないように止めること。）により車両を止めるべきこと。

- (イ) 勤務先、学校等の出先に在る者については、別途指示があるまで、出先の屋内に留まるべきこと。
- (ウ) 大規模集客施設等多数の者が利用する施設においては、混乱が生ずることのないよう、落ち着いた行動をとるべきこと。
- (2) 警報の内容の伝達は、基本的に、国の対策本部から中央防災無線等により指定行政機関(事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。)へ行い、消防庁から都道府県知事、都道府県知事から市町村長へ防災無線等により行う。また、警報の内容については、総務省又は都道府県知事から放送事業者である指定公共機関(事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。)又は指定地方公共機関(国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。)に直ちに通知し、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送する。
- (3) 市町村長は、警報の内容を住民等に伝達する。
- (4) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。
- (5) 国土交通省にあっては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあっては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。

## 第2 弾道ミサイル発射に伴う措置

### 1 警報の発令等

- (1) 我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は、次の内容の警報を発令する。
  - ア 我が国に向けて飛来する弾道ミサイルが発射されたこと。
  - イ 弾道ミサイルの着弾が予測される地域及び時刻
  - ウ 屋内に避難するとともに、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるべきこと。
- (2) 国の対策本部は、警報の内容を指定行政機関に通知する。
- (3) 消防庁は都道府県知事に、都道府県知事は市町村長に警報の内容を通知し、市町村長は住民等に警報の内容を伝達する。
- (4) 市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの着弾が予測される地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめる。

- (5) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。
- (6) 国土交通省にあっては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあっては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。
- (7) 総務省又は都道府県知事は直ちに警報の内容を放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に通知する。
- (8) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送する。
- (9) 弾道ミサイルを破壊するための措置をとった場合には、国の対策本部及び防衛省は、相互に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表する。

## 2 国民に対する情報の提供

事態認定が行われていない場合において、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記((8)を除く。)に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

上記1及び2に該当しない場合であっても、我が国の周辺で弾道ミサイルが発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁からの地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

## 第3 弾道ミサイルの着弾以降の措置

### 1 着弾した弾道ミサイルに係る措置

#### (1) 着弾地点の確認

ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点及びその周辺の状況について、目視、撮影等による情報収集を行う。ただし、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行う。

イ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して具体的な着弾地点の確認を行い、警察庁、海上保安庁、消防庁及び防衛省は、着弾地点について報告を受けたときは、速やかに国の対策本部に連絡する。

ウ 着弾地点の確認に当たっては、次に掲げる事項の把握に努める。

(ア) おおむねの被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大のおそれの有無

(ウ) 放射性物質、生物剤又は化学剤等の飛散の兆候の有無

エ 着弾地点を確認した都道府県警察及び消防機関は、着弾地点を管轄する地方公共団体と密接に連携する。

オ 着弾地点の確認に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 都市部に着弾した場合

都市部においては、人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されている。このため、弾道ミサイルが都市部に着弾した場合、被害は不特定多数の人々及び建築物に及ぶため、着弾地点の確認に当たっては、航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。

(イ) 山間部に着弾した場合

山間部においては、地形等が複雑かつ急峻であり、また、季節によっては過酷な自然環境におかれることも想定される。このため、都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。

(ウ) 島嶼部に着弾した場合

島嶼部においては、都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊が、緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して着弾地点の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊又は海上保安庁による支援を実施する。その際、島嶼部においては、本島（本土）と海により隔てられており、アクセスが海路及び空路に限定されているため、艦船及び航空機を有効に活用する。

(2) 着弾した弾道ミサイルの危険性の調査及び判定

ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行う。

イ 警察庁、消防庁及び防衛省は、専門的知見を有する職員等を派遣する。

ウ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊による調査の結果等から、放射性物質、化学剤又は生物剤等の存在の疑いがあり、特に専門的知見を有する者による調査・判定及び無害化措置等について助言等を必要とする場合は、国の対策本部は、文部科学省又は厚生労働省に対して、専門的知見を有する職員等の支援を求める。

エ 派遣された文部科学省又は厚生労働省の専門的知見を有する職員等は、現地の警察庁、消防庁及び防衛省の専門的知見を有する職員等並びに都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊と連携し、調査・判定及び無害化措置等について必要な支援を行う。

オ 専門的知見を有する職員等及び必要な資機材等の緊急輸送の要請を受けた警察庁、海上保安庁及び防衛省は、可能な範囲で迅速な輸送に協力する。

(3) 着弾した弾道ミサイルの回収、保管等

自衛隊は、都道府県警察、海上保安庁、文部科学省及び厚生労働省の協力の下、必要に応じて着弾した弾道ミサイルの回収、保管、調査、分析等を行う。

(4) 着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等の公表

国の対策本部は、着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について速やかに公表する。

(5) 関係機関の連携

都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力をを行い、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行う。

2 住民の避難に関する措置

(1) 国の対策本部長は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの着弾後、事態の推移、被害の状況等に応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示する。

ア 核弾頭の場合は、爆発地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難するよう指示し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

イ 生物剤又は化学剤を使った弾頭の場合は、弾道ミサイルが着弾した場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内などの安全な場所に避難するよう指示する。

(2) 国の対策本部長は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなると認めるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除する。

3 避難住民等の救援に関する措置

国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。

4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置

国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。

(1) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等

消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等にあたる。その際、

ア 消防機関は、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に実施する。

大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。

イ 都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救助活動を行う。大規模な被害の場合、警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。

ウ 海上保安庁は、海上における武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に係る消火活動及び救助・救急活動を行い、必要な場合、陸上において被災市町村の消火活動及び救助・救急活動を支援する。

エ 自衛隊は、救急患者、医師その他必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市町村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第114条の規定に基づき、ミサイルの着弾地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

イ 市町村長又は都道府県知事による措置（消防機関による措置を含む。）を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは警察官又は海上保安官が、市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいないときは自衛隊の部隊等の自衛官が警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) N B C 攻撃による災害への対処

ア N B C 弾頭を搭載した弾道ミサイルが着弾した場合は、放射性物質等による汚染が生ずることとなるため、国民保護法第107条の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、放射性物質等の汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせる。

イ N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため、指定行政機関の長や都道府県知事、都道府県警察本部長等は、国民保護法第108条の規定に基づき、汚染された物件の移動の禁止、汚染された建物への立入禁止、

汚染された場所の交通の遮断等の措置を講ずる。

ウ 生物兵器の使用により感染症が発生した場合は、国民保護法第121条の規定に基づき、感染症法の規定を適用し、感染症患者の入院措置、移送、就業制限等の措置を講ずる。

(4) 被災情報の収集等

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努める。収集し、又は報告を受けた被災情報については、

ア 市町村長又は指定地方公共機関にあつては都道府県知事に、

イ 都道府県知事にあつては総務大臣に、

ウ 指定地方行政機関の長及び指定公共機関にあつてはそれぞれ管轄又は所管する指定行政機関の長に、

エ 総務大臣又は指定行政機関の長にあつては国の対策本部長に速やかに報告する。

5 国民生活の安定に関する措置

国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水等の安定的供給に万全を期する。

6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害への対処

迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記1から5までに準じて対処する。

7 国の現地対策本部の設置及び都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

(1) 上記1から6までの措置の的確かつ迅速な実施等のため、必要に応じ、国の現地対策本部を設置する。

(2) 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。

8 事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施する。

以上

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

4 国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について

6・4

## 国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の 在り方について

平成19年4月9日

内閣官房



地方公共団体を含む関係機関（消防、警察、自衛隊等）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等又は緊急対処事態（以下この文書において「事態」という。）においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の定めるところにより、相互に連携して国民保護措置（緊急対処事態にあつては、緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を実施し、国民の生命、身体及び財産を保護することとされている。こうした活動において複数の関係機関が同一の現場において円滑に連携するためには、現地で活動する各関係機関が互いに活動内容を調整したり、各関係機関が有する情報を共有することが不可欠である。

本文書は、対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部の方針に沿って国民保護措置を実施する関係機関の現場における連絡調整を図るために設置される現地調整所の標準的なモデルを下記のとおり示し、関係機関の的確かつ迅速な対処に資することを目的とする。また、本文書は、事態が認定される前の関係機関による避難誘導、被災者の救助等の活動にも活用されることを念頭に置いている。

本文書における用語の意義は、特段の規定のない限り、事態対処法、国民保護法又は国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の定めるところによる。

## 記

### 第1章 基本方針

国民保護措置を実施する現地関係機関（注1）は、基本指針第1章「4 関係機関相互の連携協力の確保」の規定を踏まえ、相互に緊密な連携を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護するものとする。

注1)「現地関係機関」とは、市町村、都道府県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。

### 第2章 現地調整所の活動等

#### 第1節 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

#### 第2節 現地調整所の設置

1 地方公共団体（国民保護措置が実施される区域を管轄する市町村又は都道

府県をいう。以下同じ。)は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場(以下「現地調整所」という。)を迅速に設置するものとする(注2)。

注2)なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に地方公共団体以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、地方公共団体は、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせることが必要である。

2 現地調整所は、災害(武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る団体(注3)により設置されるものとする。

注3)市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、都道府県知事が設置することが想定される。

3 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

### 第3節 現地調整所の活動

#### 1 現地調整所の運営

現地調整所の運営(注4)は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う(注5)ものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。

注4)「運営」とは、会議の開催等の各現地関係機関の間の連絡調整に係る事務を行うことを意味する。

注5)都道府県知事が現地調整所を設置する場合には、対応の困難性、災害の重大性、市町村の区域を超えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置が行われるよう留意する必要がある。

#### 2 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力

(人員、装備等)に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 消防活動
- ・ 被災者の救援(医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ・ 汚染原因物質の除去又は除染
- ・ 警戒区域の設定、交通の規制
- ・ 応急の復旧
- ・ 広報

### 3 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられる。

#### ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況(人員数等)
- ・ 現地関係機関の活動状況(作業の進捗状況等)

#### イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況(火災の状況等)
- ・ 交通に関する情報(道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等)
- ・ 二次災害の状況(危険性に係る情報を含む)
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

#### ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

#### エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

## 第3章 各対策本部と現地調整所との連携

地方公共団体の対策本部(現地対策本部が設置されている場合には、当該現地

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

4 国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について

対策本部を含む。以下同じ。)は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告するものとする。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

雑則

- 1 このモデルの適用については、特別区は、市とみなす。
- 2 原子力災害並びに核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊兵器による災害への対処における現地関係機関の連携については、他に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

## 6・5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の  
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

## 1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

## 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

## (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関

- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）

- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関

- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機

関である指定地方公共機関

- (I) (ア)から(ウ)まで及び (ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) (ア)から(I)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・ 赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
    - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
    - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
    - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
  - ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待たずとも認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
  - ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
  - ・ 許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
  - ・ 赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。
- (3) 赤十字標章等の様式等
- 赤十字等の標章
- ・ 我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものと

- する。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
  - ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤(CMYK値:C-0,M-100,Y-100,K-0、RGB値:#FF0000)を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 1 ]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から(特に空から)識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(以下「第一追加議定書」という。)附属書I第3章の規定によるものとする。

#### 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
  - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約(以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。)及び第一追加議定

書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、救援を行う（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

#### (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
- (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

#### (5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武



力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

#### (6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

### 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

#### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県の職員（（ア）及び（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

市町村長が交付等を行う対象者

(ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、（ア）及び（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長が交付等を行う対象者

(ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を  
する者

水防管理者が交付等を行う対象者

(ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協  
力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

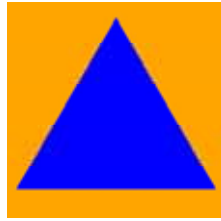
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

### (3) 特殊標章等の様式等

#### 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
  - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[ 図 2 ]



- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### 身分証明書

- ・ 身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
  - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
  - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ABO式及びRh式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
  - ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
    - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
  - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
  - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
  - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における特殊標章の使用
- ・ 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

## 【様式1】

(別紙)

赤十字 交 付  
 標章等に係る 申請書  
 特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字) .....  (ローマ字).....	生年月日(西暦)  .....年.....月.....日
-------------------------------------	------------------------------------

申請者の連絡先 住 所:〒 ..... ..... 電話番号: ..... E-mail : .....	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">縦4×横3cm</p> <p style="margin: 0; font-size: small;">(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</p> </div>
--	--

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身長: ..... cm	眼の色: .....
頭髪の色: .....	血液型: ..... (Rh因子 .....

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) ..... .....
---

(許可権者使用欄)
資格: .....
証明書番号: ..... 交付等の年月日: .....
有効期間の満了日: .....
返納日: .....

[ 様式 2 ]

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等の年月日	有効期間の満了日	身長	髪の色	瞳の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(非公開) 1	国民 保護	Hugo Kokumin	1975/6/18	〇〇県の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属：国民保護課
2														
3														



資料編

6 赤十字標章等及び特殊標章等に関する資料

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

[ 様式 3 ]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD		
常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の		
PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
_____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		


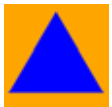
裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[ 様式 4 ]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
_____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))



## 6・6 緊急消防援助隊運用要綱

平成16年3月26日 消防震第19号

改正 平成17年3月30日 消防震第14号(い)

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等実施計画
- 第3章 応援等出動
- 第4章 応援等指揮活動
- 第5章 受援計画
- 第6章 報告
- 第7章 その他

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- (2) 現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第24条の3第1項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防機関をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村（東京都特

別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。

- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊（法第18条の3第3項）の属する都道府県をいう。
- (11) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) 進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、または進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内において最初に集結する拠点をいう。(い)

## 第2章 応援等実施計画

(応援等実施計画)

第3条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。

2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊の編成
- (2) 出動体制
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

3 都道府県の知事は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するよう努めるものとする。

4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県隊の編成
- (2) 都道府県隊の集結場所
- (3) 情報連絡体制
- (4) その他必要な事項

5 都道府県の知事は、第3項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見の集約を行うものとする。

(部隊編成)

第4条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第3項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。

2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。

3 都道府県隊の編成は次の例によるものとする。

- (1) 都道府県隊指揮隊は、原則として代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。
- (3) 中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごとに編成するものとし、「(〇〇消防機関) 中隊」、「(第〇) 中隊」、又は「(消火) 部隊」等と呼称するものとする。  
各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及び N 災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。
- (6) 航空部隊及び水上部隊は機体特性等を考慮し、別に編成する。

### 第3章 応援等出動

(応援等の体制の区分)

第5条 緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第一次応援体制とは、指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。
- (2) 第二次応援体制とは、第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。
- (3) 特別応援体制とは、基本計画第2章第3節3の東海地震、南関東地域直下型地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において消防庁長官(以下「長官」という。)が別に定めるところにより出動する体制をいう。

(応援要請)

第6条 被災地の属する都道府県の知事は、災害の状況、当該都道府県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする(別記様式1-1)。

- 2 被災地の市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接長官に対して、要請するものとする(別記様式1-2)。

(消防庁災害対策本部等の設置、出動の求め・指示等)

第7条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁応急体制整備要領に基づき、被災地の都道府県等から災害情報の収集を行うとともに、庁内に災害対策本部又は連絡室を設置するものとする。

- 2 長官は、前項の場合において、災害の状況に応じて、法第24条の3及び基本計画に

基づき、災害の状況を把握するため、指揮支援部隊及び航空部隊について出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式2-1又は2-2）。また、災害情報の収集及び緊急消防援助隊の活動調整にあたらせるため、消防庁職員を現地に派遣するものとする。

- 3 長官は、災害の状況及び被災地の消防力等を考慮し、法第24条の3及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式2-1又2-2）。この場合において、原則として応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する緊急消防援助隊調整本部と調整の上、部隊配備を行うものとする。
- 4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として都道府県隊を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として当該指揮支援部隊の担当する区域に配備するものとする。
- 5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として第10条に規定する緊急消防援助隊調整本部と調整の上、配備するものとする。

（部隊の出動等）

- 第8条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は速やかに部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊指揮隊を編成する場合にあっては代表消防機関代行。以下同じ。）は、第3条第3項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の消防機関に連絡するものとする。
- 2 長官の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

- 第9条 登録市町村の消防機関及び登録都道府県の航空隊は、基本計画に定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防機関は、直ちに可能隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし（別記様式3-3）、都道府県は、当該都道府県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする（別記様式3-2）。
- 2 第一次出動都道府県隊は、震度6強（政令市等については震度6弱）以上の地震災害又は火山の噴火災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより、出動の準備を行うとともに、都道府県を通じて長官の求め又は指示を確認後（都道府県と連絡がとれない場合には直接消防庁に長官の求め又は指示を確認後）、参集を開始するものとする。
  - 3 長官は、政令市等以外で震度6弱の地震が発生した場合等、災害の状況に応じて、緊急消防援助隊の出動の可能性があると考えられるときは、第一次出動都道府県隊等について、出動の準備を求めるものとする。この場合における出動可能隊数の報告については、第1項の例によるものとする。

（注）大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出動準備及び出

動可能隊数の報告の求めについて通知する（別記様式3-1）予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

（注）登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

（参考 基本計画による出動準備を行う部隊）

災 害 規 模	出動準備を行う部隊
震度6弱（東京都特別区及び政令指定都市については震度5強）以上の地震災害が発生した場合又は緊急火山情報が発令された場合	災害発生都道府県に対応する指揮支援部隊
震度6強（東京都特別区及び政令指定都市については震度6弱）以上の地震災害又は火山の噴火災害が発生した場合	災害発生都道府県に対応する第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊（第一次出動都道府県は、出動準備の後、長官の定めるところ（上記第9条第2項）により参集を開始するものとする。）

（緊急消防援助隊調整本部の設置）

第10条 緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置するものとする。緊急消防援助隊調整本部は、原則として、被災地が一の市町村の場合には当該市町村が設置するものとし、被災地が複数の市町村である場合には受援都道府県が設置するものとする。

2 市町村が緊急消防援助隊調整本部を設置する場合の構成員は、原則として、市町村長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、都道府県派遣職員、指揮支援部隊長、受援都道府県代表消防機関の派遣職員（又は受援都道府県内広域応援消防隊の代表。次項において同じ。）とし、市町村長又はその委任を受けた者を本部長とする。この場合において、緊急消防援助隊調整本部は、消防庁、次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。(い)
- (4) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 受援都道府県が緊急消防援助隊調整本部を設置する場合の構成員は、原則として、都道府県知事又はその委任を受けた者、被災地である市町村の派遣職員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、受援都道府県代表消防機関の派遣職員とし、都道府県知事又はその委任を受けた者を本部長とする。この場合において、緊急消防援助隊調整本部は、消防庁、

次条の後方支援本部及び第14条の緊急消防援助隊指揮支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。(い)

- (1) 指揮者との連携による緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。(い)
- (4) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

4 緊急消防援助隊調整本部は、受援市町村名又は受援都道府県名を使用し、「〇〇市町村緊急消防援助隊調整本部」又は「〇〇都道府県緊急消防援助隊調整本部」と呼称する。

(後方支援本部の設置)

第11条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(集結場所及び進出拠点の調整・連絡等)

第12条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。(い)

(1) 都道府県隊の集結場所

代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は緊急消防援助隊調整本部と調整するものとする。

ただし、東海地震又は南関東地域直下型地震における緊急消防援助隊アクションプラン(「東海地震及び南関東地域直下型地震時における緊急消防援助隊の運用方針等の改訂について」平成17年2月4日付け消防震第2号)が適用される場合は、これらに定めるところによるものとする(以下(2)及び(3)について同じ)。(い)

(2) 受援都道府県における進出拠点の決定

消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県(又は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の代表消防機関)に連絡するものとする。(い)

(3) 都道府県隊の出動ルート

都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて、出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、出動途上における状況の変化等によって、出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、緊急消防援助隊調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。(い)

(4) 進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務

ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を

緊急消防援助隊調整本部に報告するものとする。(い)

- イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、緊急消防援助隊調整本部に対し、応援先市町村を確認するものとする。(い)

## 第4章 応援等指揮活動

(指揮体制)

第13条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第24条の6の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第24条の7の規定による。）活動するものとする。(い)

2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。

3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。

5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第14条 指揮支援部隊長又は指揮支援隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置するものとする。この場合において、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を本部長とする。

2 緊急消防援助隊指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとする。

(1) 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。

(2) 関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊調整本部への連絡に関すること。(い)

(4) その他必要な事項に関すること。

3 緊急消防援助隊指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(現場到着及び都道府県隊本部の設置)

第15条 都道府県隊長は、現場到着したときは、すみやかに、都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部長に報告し、次の事項について確認するものとする。(い)

(1) 災害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 都道府県隊本部を設置する場合はその位置

(5) 使用無線系統

(6) 地水利状況

(7) その他活動上必要な事項

- 2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。
- 3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。
  - (1) 指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。
  - (2) 都道府県隊の後方支援に関すること。
  - (3) その他必要な事項に関すること。
- 4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。

(情報提供等) (い)

第16条 消防庁は、指揮者、緊急消防援助隊調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式4「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。

(活動報告等) (い)

第17条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関の活動状況及びその他必要な事項について適宜、消防庁に報告するものとする。

2 緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県隊本部の本部長は、それぞれ緊急消防援助隊指揮体制表に基づき直近上位の本部長に対し、災害状況、活動状況及びその他必要な事項について適宜、報告するものとする。

(通信連絡体制)

第18条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 消防庁、緊急消防援助隊調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。
- (2) 指揮本部、緊急消防援助隊調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波1を使用する。
- (3) 被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、(2)の用途について、緊急消防援助隊調整本部長は全国共通波2及び全国共通波3のいずれかから、消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定する。
- (4) 都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。

(活動終了等)

第19条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。(い)

- (1) 緊急消防援助隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無



- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに緊急消防援助隊調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。

(い)

3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、上記2に基づき現場における活動を終了した場合には、上記1に掲げる事項を指揮者及び緊急消防援助隊調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引き揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。(い)

(帰署(所)報告)

第20条 部隊が帰署(所)した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨消防庁に報告するものとする。

## 第5章 受援計画

(受援計画)

第21条 都道府県の知事は、予め、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。(い)

2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急消防援助隊調整本部の運営体制 (い)
- (2) 情報提供体制
- (3) 進出拠点及び当該拠点への連絡体制 (い)
- (4) 被災地への到達ルート及び燃料補給体制
- (5) ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
- (6) その他必要な事項

3 都道府県の知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。
- (2) 地域防災計画の内容と整合を図ること。

## 第6章 報告

(計画の報告)

第22条 都道府県の知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、応援等実施計画及び受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するものとする。

(活動結果報告) (い)

第23条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に次の事項を報告するものとする(別記様式5)。

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

2 報告を受けた応援都道府県は、その内容を取りまとめ、長官及び受援都道府県に報告するものとする。

## 第7章 その他

(医師等との連携)

第24条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。

2 都道府県の知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

第25条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第26条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第27条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

# 緊急消防援助隊応援要請連絡

第		報			
平成	年	月	日		

消 防 庁 長 官 殿

都 道 府 県 知 事

## 緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第24条の3第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある部隊名にし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害	B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊		部隊	大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		特殊 装 備 部 隊	密閉空間火災等対応隊	
		遠 距 離 大 量 送 水 隊			
応援部隊の集結場所及び到達ルート			決定(添付書類 部)・未決定		
指揮体制及び無線運用体制			決定(添付書類 部)・未決定		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
その他の添付書類					
連絡責 任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	都道府県				TEL - - FAX - -

# 緊急消防援助隊応援要請連絡

第		報
平成	年 月 日	日

都 道 府 県 知 事 } 殿  
 消 防 庁 長 官 }

市 町 村 長

## 緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある部隊名にし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊		災害 部隊	B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し			密閉空間火災等対応隊	
		遠距離大量送水隊			
		特殊 装備 部隊	その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	市町村				TEL - - FAX - -

# 緊急消防援助隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事 }  
市町村長 } 殿

消防庁長官

## 緊急消防援助隊の出動の求め

年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県  
において発生した 災害について、

〔当該被災地の知事から応援等の要請がありましたので、  
当該被災地の知事からの応援等の要請はありませんが、  
災害の規模等に照らし緊急を要するので、消防組織法第24条の3（第1項・第2項・第4項）の  
規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を求めます。〕

### 1. 災害の状況及び出動先

発生場所 \_\_\_\_\_ 都・道・府・県  
\_\_\_\_\_ 市・区・町・村 \_\_\_\_\_

災害の状況 \_\_\_\_\_

### 2. 出動を求める部隊

消防本部  
部隊の種類と数  
その他特記事項

### 3. 出動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ	消防庁震災等応急室	(FAX 消防防災・危機管理センター)
消防防災無線電話	(アクセス)	+7860~7862
同 FAX	(アクセス)	+7789
NTT 電話		03-5253-7527
同 FAX		03-5253-7553

# 緊急消防援助隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

都道府県知事 }  
市町村長 } 殿

消防庁長官

## 緊急消防援助隊の出動の指示

年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県  
において発生した 災害について、  
に著しい被害が生じているので、  
N災害・B災害・C災害に対処するために特別の必要があるので、  
消防組織法第24条の3第5項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の出動を指示します。

### 1. 災害の状況及び出動先

発生場所 \_\_\_\_\_ 都・道・府・県  
\_\_\_\_\_ 市・区・町・村 \_\_\_\_\_

災害の状況 \_\_\_\_\_

### 2. 出動を求める部隊

消防本部  
部隊の種類と数  
その他特記事項

### 3. 出動を指示した日時 平成 年 月 日 時 分

問い合わせ	消防庁震災等応急室 (FAX 消防防災・危機管理センター)
消防防災無線電話	(アクセス) + 7 8 6 0 ~ 7 8 6 2
同 FAX	(アクセス) + 7 7 8 9
NTT 電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7
同 FAX	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3

# 緊急消防援助隊緊急連絡

平成	年	月	日
		時	分

都道府県消防防災主管部長  
消 防 長 } 殿

消防庁震災等応急室長

緊急消防援助隊の出動準備及び出動可能隊数の報告の求め

\_\_\_\_\_年 月 日 時 分頃、\_\_\_\_\_都・道・府・県  
において、\_\_\_\_\_が発生し、大きな被害が発生している  
おそれがあります。ついては、緊急消防援助隊の出動を求める（又は指示する）可能性がありま  
すので、貴都道府県隊の現在出動可能な部隊数を至急把握し、別記様式 3 - 2 にて 30 分以内に報  
告願います。併せて、次の連絡で被災地への出動の求め（又は指示）がなされた場合、迅速に出動  
できるように各部隊の出動の準備をお願いします。

連絡事項

問い合わせ	消防庁震災等応急室	(FAX 消防防災・危機管理センター)
	消防防災無線電話	(アクセス) + 7 8 6 0 ~ 7 8 6 2
	同 FAX	(アクセス) + 7 7 8 9
	NTT 電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7
	同 FAX	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3

# 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県名	

消防庁震災等応急室長 殿

災害名 \_\_\_\_\_

	隊数	人員	車両等
指揮支援部隊			
都道府県隊指揮隊			
消火部隊			
救助部隊			
救急部隊			
後方支援部隊			
特 殊 災 害 部 隊	毒劇物等対応隊( N・B・C )		
	大規模危険物火災等対応隊		
	密閉空間火災等対応隊		
特 殊 装 備 部 隊	水難救助隊		
	遠距離大量送水隊		
	消防活動二輪隊		
	震災対応特殊車両隊		
	その他の特殊な装備隊		
航空部隊			
水上部隊			
合計			

連絡担当課 \_\_\_\_\_

連絡責任者 \_\_\_\_\_

電話番号 防災無線 \_\_\_\_\_

N T T \_\_\_\_\_



# 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

報告日時	年	月	日	時	分
消防本部名					

都道府県消防防災主管部長 }  
 代表消防機関消防長 } 殿

災害名 \_\_\_\_\_

	隊数	人員	車両等
指揮支援部隊			
都道府県隊指揮隊			
消火部隊			
救助部隊			
救急部隊			
後方支援部隊			
特 殊 災 害 部 隊	毒劇物等対応隊( N・B・C )		
	大規模危険物火災等対応隊		
	密閉空間火災等対応隊		
特 殊 装 備 部 隊	水難救助隊		
	遠距離大量送水隊		
	消防活動二輪隊		
	震災対応特殊車両隊		
	その他の特殊な装備隊		
航空部隊			
水上部隊			
合計			

連絡担当課 \_\_\_\_\_  
 連絡責任者 \_\_\_\_\_  
 電話番号 防災無線 \_\_\_\_\_  
 N T T \_\_\_\_\_

### 緊急消防援助隊活動報告

1 出動の状況

都道府県名				緊急消防援助隊番号				
消 防 本 部 名								
災害名								
出動先市町村								
出動の求め又は指示を受けた年月日				年		月		
				日		時		
				分				
出動した期間		出動した日時		年		月		
				日		時		
				分				
		帰署(所)した日時		年		月		
				日		時		
		期間				日 間		
出動の状況	隊の種類		出動隊数		出動車両等		出動隊員数	
	指揮支援隊		隊		指揮車		台	
					通信車		台	
					その他の車両		台	
	都道府県隊指揮隊		隊		指揮車		台	
					通信車		台	
					その他の車両		台	
	消 火 隊		隊		消防ポンプ自動車		台	
					水槽付消防ポンプ自動車		台	
					化学消防ポンプ自動車		台	
					その他の車両		台	
					計		台	
	救 助 隊		隊		救助工作車 型		台	
					救助工作車 型		台	
					救助工作車 型		台	
					その他の車両		台	
					計		台	
	救 急 隊		隊		高規格救急車		台	
					上記以外の救急車		台	
					計		台	
後方支援隊		隊		支援車		台		
				支援車 型		台		
				その他の車両		台		
				計		台		

資料編  
 6 武力攻撃災害への対処に関する資料  
 6 緊急消防援助隊運用要綱

出動の状況	隊の種類		出動隊数		出動車両等		出動隊員数	
		航空隊	隊	ヘリコプター	機			人
			うちヘリテレ有り	機				
			うち消火タンク有り	機				
	水上隊	隊	消防艇	艇			人	
	毒劇物等対応隊 (注2)	隊	特殊車両	台			人	
			その他の車両	台				
	大規模危険物 火災等対応隊	隊	大型化学車	台			人	
			大型高所放水車	台				
			泡原液搬送車	台				
			屈折放水塔車	台				
			耐熱装甲型救助活動車	台				
	密閉空間 火災等対応隊	隊	高発泡車	台			人	
	計	隊	計	台			人	
	遠距離大量送水隊	隊	遠距離送水用大型ポンプ車	台			人	
			ホース延長車	台				
	消防活動二輪隊	隊	自動二輪車	台			人	
	震災対応 特殊車両隊	隊	震災工作車	台			人	
	水難救助隊	隊	水難救助車	台			人	
			その他の車両	台	救助艇	( 艇)		
	その他の 特殊装備隊	隊	はしご自動車	台			人	
			屈折はしご自動車	台				
			電源車・照明車	台				
			大型水槽車	台				
			空気ボンベ充填車	台				
			消火ロボット等	台				
	計	隊	計	台			人	
合計		隊	車両	台			人	
			のべ	台				
			ヘリコプター	機				
			のべ	機				
			消防艇	艇	のべ	艇		
			のべ	艇				

出動隊員数の「のべ人数」は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。  
 車両等の「のべ台数」等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

## 2 活動の状況

現地到着日時		年	月	日	時	分
現地を離れた日時		年	月	日	時	分
主な活動内容	活動場所					
	活動概要					
	活動開始日時					
活動時間						
	活動隊数					
活動中の異常の有無						
隊員の負傷の有無						
車両・資機材の損傷						
その他特記事項						

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

6 - 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する  
計画

目 次

第1章 総則

第1節 本計画の目的

第2節 緊急消防援助隊の任務

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 部隊の編成

第2節 部隊の任務及び装備等の基準

第3節 出動計画等

第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

第2節 消防大学校における教育訓練等

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

#### 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の4第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

### 第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

## 第2章 緊急消防援助隊の編成

### 第1節 部隊の編成

#### 1 部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

#### 2 指揮支援部隊

（1）指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

（2）指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。

#### （3）指揮支援部隊長

ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ 指揮支援部隊長の所属する消防本部は、別表第1のとおりとする。

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

#### 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

ウ 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。

エ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。

オ エの場合において、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務につくことができないときは、長官が別に定めるところによるものとする。

### 3 都道府県隊

(1) 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に設置された消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊並びに当該都道府県に設置された航空部隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成する。

(2) 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき当該都道府県隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

#### (3) 都道府県隊長

ア 都道府県隊長は、都道府県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理することを任務とする。

イ 都道府県隊長は、(2)の代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関の部隊が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

ウ 都道府県隊長は、アの任務を行うために必要な場合は、指揮隊を設置するものとする。

### 4 部隊の登録

(1) 長官は、市町村長から部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。

(2) 長官は、都道府県知事から航空部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。

(3) 登録する部隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊の数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成20年度までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第3のとおり、おおむね4,000隊規模とすることを目標とする。

## 第2節 部隊の任務及び装備等の基準

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

#### 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

##### 1 部隊の任務

- (1) 指揮支援部隊及び都道府県隊指揮隊の任務は、それぞれ、第1節2(1)及び3(3)ア・ウに定めるところによる。
- (2) 消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の任務は、次に掲げるところによる。
- ア 消火部隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- イ 救助部隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- ウ 救急部隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- エ 後方支援部隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- オ 航空部隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動を行うこと。
- カ 水上部隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- キ 特殊災害部隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- ク 特殊装備部隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

##### 2 部隊の装備等の基準

指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

###### (1) 指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊

- ア 指揮支援部隊を構成する指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、指揮及び情報の収集・伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- イ 指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、情報の収集・伝達・通信等を行うための設備等及び車両を備えること。

###### (2) 消火部隊

- ア 消火部隊を構成する消火隊は、隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 消火隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- ウ 消火隊は、口径65ミリのホースを積載すること。

###### (3) 救助部隊

- ア 救助部隊を構成する救助隊は、救助活動に関する基準(昭和62年消防庁告示第3号)第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員(以下「救助隊員」という。)5人以上で編成されるものであること。
- イ 救助隊は、ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車を



## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

#### 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

備えること。

ウ 救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材を備えること。

#### （4）救急部隊

ア 救急部隊を構成する救急隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。

イ 救急隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

ウ 救急隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

#### （5）後方支援部隊

ア 後方支援部隊を構成する後方支援隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 後方支援隊は、被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

#### （6）航空部隊

ア 航空部隊を構成する航空隊は、機種に応じて必要とされる操縦士、整備士及び2人以上の救助隊員その他の消防活動を行うために必要な隊員で編成されるものであること。

イ 航空隊は、ヘリコプターを備えること。

ウ 航空隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、テレビ電送システム等のうちその用途に応じて必要なものを備えること。

#### （7）水上部隊

ア 水上部隊を構成する水上隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。

イ 水上隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

#### （8）特殊災害部隊

特殊災害部隊は、毒劇物等対応隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。）大規模危険物火災等対応隊及び密閉空間火災等対応隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

#### （9）特殊装備部隊

特殊装備部隊は、水難救助隊、遠距離大量送水隊、消防活動二輪隊、震災対応特殊車両隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う消防隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

#### 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

### 第3節 出動計画等

#### 1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第24条の3の規定に基づき適切な措置をとるものとする。東海地震、南関東地域直下型地震、東南海・南海地震その他の2以上の都道府県に及ぶ著しい地震災害又は毒性物質の発散等による特殊災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第24条の6及び第24条の7の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合においては、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
- ア 指揮支援部隊については、震度6弱(東京都特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「政令市等」という。)については震度5強)以上の地震災害が発生した場合又は緊急火山情報が発令された場合
- イ 指揮支援部隊以外の部隊については、震度6強(政令市等については震度6弱)以上の地震災害又は火山の噴火災害が発生した場合

#### 2 基本的な出動計画

##### (1) 第一次出動都道府県隊

- ア 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県隊を第一次出動都道府県隊とし、災害が発生した都道府県(以下「災害発生都道府県」という。)ごとの第一次出動都道府県隊を別表第4のとおりとする。
- イ アにかかわらず、航空部隊に係る第一次出動都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。
- ウ 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。

##### (2) 出動準備都道府県隊

- ア (1)の第一次出動都道府県隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県隊を出動準備都道府県隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県隊を別表第5のとおりとする。
- イ アにかかわらず、航空部隊に係る出動準備都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

#### 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

### 3 東海地震等についての出動の考え方

東海地震、南関東地域直下型地震、東南海・南海地震その他の大規模地震については、2以上の都道府県に及ぶ著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に定めるところにより、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

## 第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

### 1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の部隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な部隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第25条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成16年度から20年度までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第6のとおりとし、その他別表第7に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 2 消防用の国有財産・物品の無償貸与、

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは消防組織法第25条の2の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

## 第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練(地域ブロック合同訓練)を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成16年度に図上訓練、平成17年度に全国合同訓練を実施するものとする。

### 第2節 消防大学校における教育訓練等

#### 1 消防大学校における教育訓練

## 資料編

### 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

#### 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空部隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

#### 2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された部隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

別表第1（指揮支援隊及び指揮支援部隊長）

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁
大阪、兵庫	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

別表第2（指揮支援部隊長代行）

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山	大阪市消防局
大阪、兵庫	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3（登録する部隊の規模）

区分	登録規模	
指揮支援部隊	おおむね 30隊程度	
都道府県隊	指揮隊	おおむね 100隊程度
	消火部隊	おおむね 1,600隊程度
	救助部隊	おおむね 400隊程度
	救急部隊	おおむね 900隊程度
	後方支援部隊	おおむね 560隊程度
	航空部隊	おおむね 70隊程度
	水上部隊	おおむね 20隊程度
	特殊災害部隊 特殊装備部隊	おおむね 240隊程度 おおむね 300隊程度
計	おおむね 4,120隊程度 (重複を除く。)	

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

別表第4（第一次出動都道府県隊）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県隊
北海道	青森 岩手 宮城 秋田
青森	岩手 宮城 秋田 山形
岩手	青森 宮城 秋田 山形
宮城	岩手 秋田 山形 福島
秋田	青森 岩手 宮城 山形
山形	宮城 秋田 福島 新潟
福島	宮城 山形 栃木 新潟
茨城	福島 栃木 埼玉 千葉
栃木	福島 茨城 群馬 埼玉
群馬	栃木 埼玉 新潟 長野
埼玉	茨城 群馬 千葉 東京
千葉	茨城 埼玉 東京 神奈川
東京	埼玉 千葉 神奈川 山梨
神奈川	千葉 東京 山梨 静岡
新潟	山形 福島 群馬 長野
富山	新潟 石川 長野 岐阜
石川	富山 福井 岐阜 滋賀
福井	石川 岐阜 滋賀 京都
山梨	東京 神奈川 長野 静岡
長野	群馬 新潟 山梨 岐阜
岐阜	富山 福井 長野 愛知
静岡	神奈川 山梨 長野 愛知
愛知	岐阜 静岡 三重 滋賀
三重	愛知 滋賀 奈良 和歌山
滋賀	福井 岐阜 三重 京都
京都	福井 滋賀 大阪 兵庫
大阪	京都 兵庫 奈良 和歌山
兵庫	京都 大阪 鳥取 岡山
奈良	三重 京都 大阪 和歌山
和歌山	三重 京都 大阪 奈良
鳥取	兵庫 鳥根 岡山 広島

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

災害発生都道府県	第一次出動都道府県隊
島根	鳥取 岡山 広島 山口
岡山	兵庫 鳥取 広島 香川
広島	島根 岡山 山口 愛媛
山口	島根 岡山 広島 福岡
徳島	兵庫 香川 愛媛 高知
香川	岡山 徳島 愛媛 高知
愛媛	広島 徳島 香川 高知
高知	広島 徳島 香川 愛媛
福岡	山口 佐賀 熊本 大分
佐賀	福岡 長崎 熊本 大分
長崎	福岡 佐賀 熊本 大分
熊本	福岡 大分 宮崎 鹿児島
大分	福岡 佐賀 熊本 宮崎
宮崎	福岡 熊本 大分 鹿児島
鹿児島	福岡 熊本 大分 宮崎
沖縄	福岡 熊本 宮崎 鹿児島



## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

別表第5（出動準備都道府県隊）

災害発生都道府県	出動準備都道府県隊
北海道	山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
青森	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
岩手	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 山梨
宮城	北海道 青森 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 山梨
秋田	北海道 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川
山形	北海道 青森 岩手 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 石川
福島	北海道 青森 岩手 秋田 茨城 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 長野
茨城	青森 岩手 宮城 秋田 山形 群馬 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
栃木	青森 岩手 宮城 秋田 山形 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
群馬	岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 千葉 東京 神奈川 富山 山梨 静岡
埼玉	岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 神奈川 新潟 富山 山梨 長野 静岡
千葉	岩手 宮城 秋田 山形 栃木 群馬 新潟 山梨 長野 静岡 愛 知
東京	宮城 山形 福島 茨城 栃木 群馬 新潟 富山 長野 岐阜 静 岡 愛知
神奈川	宮城 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 新潟 長野 岐阜 愛 知 滋賀
新潟	宮城 秋田 茨城 栃木 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 石川 福井 山梨
富山	群馬 埼玉 東京 神奈川 福井 山梨 愛知 三重 滋賀 京都

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

災害発生都道府県	出動準備都道府県隊
	大阪 奈良
石川	新潟 群馬 山梨 長野 静岡 愛知 三重 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥取
福井	新潟 富山 山梨 長野 静岡 愛知 三重 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取
山梨	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 新潟 富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重
長野	栃木 茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 富山 石川 福井 静岡 愛知 三重
岐阜	東京 神奈川 石川 山梨 静岡 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
静岡	栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 石川 福井 岐阜 三重 滋賀 京都 大阪
愛知	東京 神奈川 富山 石川 福井 山梨 長野 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
三重	富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 京都 大阪 兵庫 徳島 香川
滋賀	富山 石川 山梨 長野 静岡 愛知 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 徳島
京都	富山 石川 岐阜 静岡 愛知 三重 奈良 和歌山 鳥取 岡山 徳島 香川
大阪	石川 福井 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 鳥取 岡山 広島 徳島 香川
兵庫	石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 奈良 和歌山 鳥取 岡山 徳島 香川
奈良	富山 石川 福井 岐阜 静岡 愛知 滋賀 兵庫 鳥取 岡山 徳島 香川
和歌山	石川 福井 岐阜 静岡 愛知 滋賀 兵庫 鳥取 鳥根 岡山 徳島 香川
鳥取	福井 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 山口 徳島 香川 愛媛
鳥根	愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀

## 資料編

## 6 武力攻撃災害への対処に関する資料

## 7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

災害発生都道府県	出動準備都道府県隊
岡山	愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 島根 山口 徳島 愛媛 福岡
広島	大阪 兵庫 奈良 鳥取 徳島 香川 高知 福岡 佐賀 長崎 熊 本 大分
山口	兵庫 鳥取 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮 崎 鹿児島
徳島	滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 福岡 佐賀
香川	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 広島 山口 福岡 佐賀
愛媛	滋賀 京都 大阪 兵庫 鳥取 島根 岡山 山口 福岡 佐賀 長 崎 大分
高知	滋賀 京都 大阪 兵庫 鳥取 島根 岡山 山口 福岡 佐賀 長 崎 大分
福岡	兵庫 鳥取 島根 岡山 広島 徳島 香川 愛媛 高知 長崎 宮 崎 鹿児島
佐賀	兵庫 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 宮 崎 鹿児島
長崎	兵庫 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 宮 崎 鹿児島
熊本	兵庫 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長 崎 沖縄
大分	兵庫 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 長崎 鹿 児島 沖縄
宮崎	兵庫 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長 崎 沖縄
鹿児島	兵庫 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長 崎 沖縄
沖縄	兵庫 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 佐賀 長 崎 大分

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

別表第6 (車両及び航空機等の整備規模)

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	820台
	救助工作車	160台
	救急自動車	550台
	その他の消防用自動車	180台
	小 計	1,710台
航空機等	ヘリコプター	15機
	消防艇	5艇
	小 計	20機(艇)

備考

- 1 この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- 2 この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- 3 この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付き消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、特殊屈折放水塔車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車並びに支援車をいう。

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

7 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

別表第7 (その他の整備を推進する施設)

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、ヘリコプター高度化資機材
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

## 6 - 8 神奈川県下消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄消防組合、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第 1 条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

### (1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第 1 に定める区域に発生した火災及び別表第 1 の 2 に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行うもの。

### (2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。

### (3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは全各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行うもの。

第 3 条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として 1 隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う協定市町の消防長が決定するものとする。

第 4 条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第 5 条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

8 神奈川県下消防相互応援協定書

を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

(1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。

(2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

(4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書26通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附 則

この協定の第2条第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。

(昭和56年8月25日締結)

附 則

この協定は平成2年7月1日から施行する。

資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

8 神奈川県下消防相互応援協定書

(平成 2 年 6 月 19 日締結)

附 則

この協定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 12 年 4 月 13 日締結)

附 則

この協定は平成 16 年 8 月 20 日から施行する。

(平成 17 年 1 月 11 日締結)

附 則

この協定は平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(平成 18 年 3 月 20 日締結)

附 則

この協定は平成 18 年 8 月 18 日から施行する。

(平成 19 年 8 月 18 日締結)



資料編

6 武力攻撃災害への対処に関する資料

9 公用令書

6・9 公用令書(武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令(平成16年厚生労働省令第170号))

(1) 公用令書様式第一

公用令書様式第一

収用第 号					
公 用 令 書					
氏名					
住所					
第81条第2項 第81条第4項					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第 第183条において準用する第					
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
81条第2項					
81条第4項					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名 ⑩					
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(2) 公用令書様式第二

公用令書様式第二

保管第	号	公 用 令 書		
		氏名 住所		
		第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第		
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。				
81 条第 3 項				
81 条第 4 項				
(理由)				
年 月 日				
処分権者 氏名				Ⓔ
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(3) 公用令書様式第三

公用令書様式第三

使用第 号							
公 用 令 書							
氏名							
住所							
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条 第 183 条において準用する第							
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。							
82 条							
(理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名 ⑩							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(4) 公用令書様式第四

公用令書様式第四

取消第	号
公 用 令 書	
	氏名 住所
	第 81 条第 2 項 第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 82 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第 第 183 条において準用する第
	の規定に基づく公用令書( 年 月 日 第 号)に係る処分
81 条第 2 項 81 条第 3 項 81 条第 4 項 82 条	
を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 16 第 52	
条	の規定により、これを交付する。
条において準用する第 16 条	
(取り消した処分の内容)	
年 月 日	
	処分権者 氏名 (印)

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。